

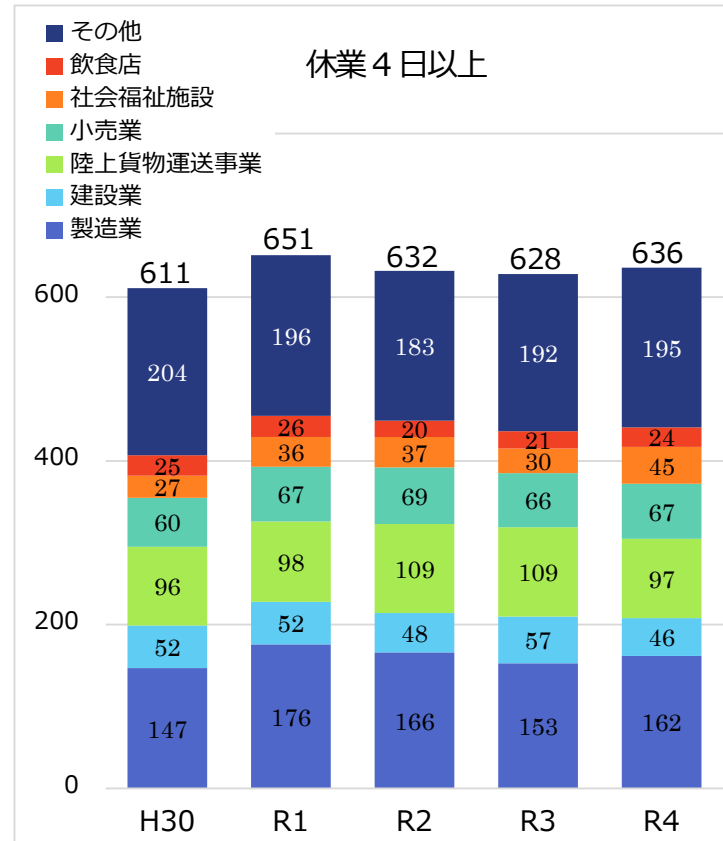
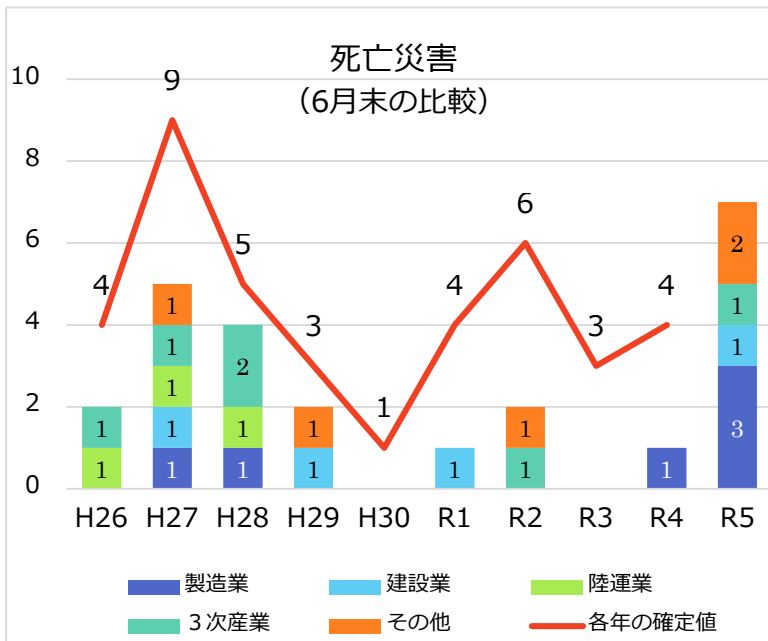
死亡災害が多発しています！

～労使一体となって労働災害防止対策の推進をお願いします～

令和5年に入り、土浦労働基準監督署管内において死亡災害が多発しています。6月末までの半年間で7人もの尊い命が労働災害により失われており、茨城県内で発生した計10人の死亡災害のうち、管内で発生した比率は実に7割に達しています。

このペースで死亡災害が発生するのは、平成11年以来、24年ぶりとなっており、極めて憂慮すべき事態となっています（内訳は「墜落・転落」「転倒」「交通事故」各2人、「はさまれ・巻き込まれ」1人）。

皆様においては、労働災害は絶対に発生させないとの認識を労使で共有し、労使一体となった労働災害防止対策を推進し、作業ごとの安全対策の再点検をお願いいたします。



事業場における実施事項

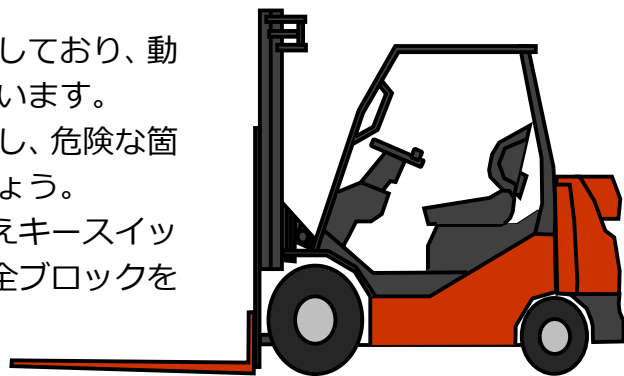
- 1 経営トップの参加の下に職場の安全パトロールを実施するなど、職場内における安全衛生活動の総点検を実施してください。
- 2 安全管理者等の選任義務がない事業場においても安全の担当者（安全推進者）を配置するなど、事業場の安全管理体制を充実させ、作業手順と違う作業をしていないか確認してください。
- 3 5年を目安に安全衛生の再教育を実施するなど、継続的な教育実施に留意し、生涯を通じた安全衛生教育の実施体制を構築してください。
- 4 5S活動、危険予知活動、ヒヤリ・ハット対策、リスクアセスメント等の日常的な安全活動の活性化を図ってください。

近年の死亡災害からみた災害防止のポイント

1 製造業対策

2年連続でフォークリフトに関連する死亡災害が発生しており、動力プレス、天井クレーンに起因した死亡災害も発生しています。

- (1) フォークリフトを使用する前には作業計画を策定し、危険な箇所の通行、フォークの上げすぎなどに注意しましょう。
- (2) 動力プレスを使用する場合、作業主任者が切り替えキースイッチの保管をしましょう。また、金型交換時には安全ブロックを使用しましょう。
- (3) 天井クレーンを走行させる場合、周囲に労働者がいる可能性があるため、運転開始の合図をしましょう。
- (4) 高速で回転する機械には、安全カバーをしましょう。



2 建設業対策

建設業では、墜落・転落災害が多く、運転している労働者が建設機械と一緒に転倒する死亡災害も発生しています。

- (1) 十分な敷地（1m以上）がある場合は、安易に一側足場とせず、本足場を組み立てましょう。また、養生ネットは人の体重を支えられないので、寄りかからないようにし、墜落制止用器具を使用しましょう。
- (2) 臨時に手すりを取り外す場合、周囲に声を掛け、復旧するまでその場を離れないようにしましょう。
- (3) スレート屋根など踏み抜きの危険がある場合は、歩み板を設置してから作業しましょう。
- (4) 傾斜地で建設機械を使用する場合は、転倒するおそれがあるため、勾配に応じた適切な作業範囲を設定しましょう。
- (5) 電線に近接して足場を組み立てる場合は、電力会社へ連絡し、防護カバーの取り付けを依頼しましょう。



3 全業種の共通対策

上記のほか、交通事故、脚立からの墜落、熱中症などの死亡災害が業種を問わず発生しています。

- (1) はしごを脚立として使用する場合、天板に乗らない、跨がない、荷を持ったまま移動しないなど、使用上の注意事項を守って使用しましょう。
- (2) 梅雨明けや夏休み明けなどは特に熱中症のリスクが高まるので、無理に作業せず、休憩や水分補給を上手に取り入れましょう。
- (3) 車を運転する場合は法定速度を遵守し、疲れを感じる前に休憩しましょう。また、自身に過失がなくとも巻き込まれるおそれがあるため、「きっと止まるだろう」などと考えずに「出てくるかもしれない」へ意識を変えましょう。

